

## 研究室等における研究活動に関する同意書

「学生の研究活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)により、学生が研究室等で研究活動を行うにあたっては、ガイドラインに記載されている遵守事項を徹底することを条件としており、これを満たさない場合は研究室等での研究活動は行えません。

上記を理解・遵守し、研究室等で研究活動を行うことに同意が得られる場合、本同意書を作成のうえ、研究室等で研究活動を行う前までに人文社会科学系大学院学務係に提出してください。(注)

なお、本同意書の提出がない場合は、研究室等で研究活動を行うことはできません。

また、学生は本同意書をいつでも取り下げることができます。取り下げの場合には、学生は人文社会科学系大学院学務係に連絡してください。ただし、本同意書を取り下げた場合、それ以降は研究室等で研究活動を行うことはできませんので注意してください。

大学院現代社会文化研究科長 殿

大学院現代社会文化研究科(博士前期課程) \_\_\_\_\_ 専攻 \_\_\_\_\_ 年・在籍番号: \_\_\_\_\_

上記のガイドラインを理解・遵守し、研究室等で研究活動を行うことに同意します。

(署名日) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(学生署名) \_\_\_\_\_ 印

上記のとおり学生の同意が得られ、私も同意しますので届け出ます。

(署名日) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(指導教員署名) \_\_\_\_\_ 印

(注) 本同意書の提出方法について

①学生は、本同意書に署名のうえ、指導教員へ提出。

②指導教員は、学生から提出された本同意書に署名のうえ、人文社会科学系大学院学務係へ提出。

※原本(紙媒体)の提出に代えて、署名した本同意書をカメラ・スキャナ等で撮影した画像のデータ(電子媒体)による提出も可とします。